

青障第625号
平成29年8月3日

各指定共同生活援助事業所の開設者 殿

青森県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

指定共同生活援助事業所における利用者預り金の適正な管理について

指定共同生活援助事業所における利用者預り金については、平成29年2月13日付け青障第1344号青森県健康福祉部障害福祉課長通知において、適正な管理をお願いしているところですが、今般、県内の指定共同生活援助事業所において、職員が利用者の預り金について不適切な支出を行っていたという事案が発生し、報道がなされたところです。

障害者が地域において安心した生活を営むに当たり適切な支援がなされるべき共同生活援助事業所で、このような事案が発生したことは極めて遺憾です。

については、貴法人が運営する事業所におきましても、本事案を契機にあらためて利用者預り金の管理体制の状況について再度確認いただき、適正な管理に万全を期すようお願いいたします。

担 当：障害者支援グループ TEL：017-734-9308 FAX：017-734-8092
